

株式会社 廣濟堂

証券コード:7868

KOSAIDO

第55回 定時株主総会招集ご通知

日時 2019年6月27日(木曜日)午前10時

場所 東京都港区芝浦一丁目2番3号
シーバンスS館 1階大ホール

コミュニケーションの進化の先へ

印刷・ITを融合したワンストップサービスで、
「情報ソリューションプロバイダー信頼度No.1」を目指します。

企業理念

当社の社名である「廣濟」は「広く濟（すく）う」という意味で、「広く社会に貢献したい」という創業者の熱い想いが込められています。

私たちは、社会の明るい未来に向けて、一人ひとりが高い志を持ち、心をひとつにし、新しい価値創造に努め、お客様から信頼され、選ばれる企業グループを目指します。

ご挨拶

株主の皆さまへ

株主の皆さまにおかれましては、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

ここに第55回（2018年4月1日から2019年3月31日まで）定時株主総会の招集ご通知をお届けするにあたり、ご挨拶申し上げます。

当社は今年創業70周年を迎えました。これまで長年にわたり株主様を始めとした数多くのステークホルダーの皆様にご支援いただきましたこと、心より感謝を申し上げますとともに、これからも変わらぬご愛顧をよろしくお願い申し上げます。

当社は、「廣濟（広く社会に貢献する）」という思いを社名に込めていますが、時代によって事業領域は変わっても、その根底にある「廣濟」の精神は変わりません。

今後とも、多様化する社会のニーズを的確にとらえ、変化を恐れずに挑戦を続け、皆様より信頼され、選ばれる企業グループを目指して参ります。

株主の皆さまにおかれましては、なお一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。



代表取締役社長

土井 常由

2019年6月

株 主 各 位

東京都港区芝浦一丁目2番3号
シーバンスS館13F

株式会社 廣 濟 堂

代表取締役社長

土 井 常 由

第55回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第55回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年6月26日（水曜日）午後5時30分までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年6月27日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区芝浦一丁目2番3号 シーバンスS館 1階大ホール
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
 - 報告事項
 1. 第55期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第55期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
 - 決議事項
 - 第1号議案 取締役7名選任の件
 - 第2号議案 監査役3名選任の件
 - 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、委任状等の代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.kosaido.co.jp>）に掲載させていただきます。
- 当社は、法令及び定款第13条の規定に基づき、次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.kosaido.co.jp>）に掲載しておりますので、株主総会招集ご通知提供書面には記載しておりません。
 - ①連結計算書類の連結注記表 ②計算書類の個別注記表なお、株主総会招集ご通知提供書面に記載されている連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした書類の一部であります。

- 株主総会当日のお土産はお配りしていません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
- 「定時株主総会決議ご通知」は発送しておらず、当社ホームページに掲載しております。

議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、以下の方法によりご行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。（ご捺印は不要です。）

日時 2019年6月27日（木曜日）午前10時

場所 東京都港区芝浦一丁目2番3号
シーバンスS館1階大ホール

郵送で議決権をご行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2019年6月26日（水曜日）午後5時30分到着分まで

株主総会参考書類

第1号議案 取締役7名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役7名全員が任期満了となります。つきましては、コーポレート・ガバナンスの強化を図るため社外取締役を過半数とすることとし、取締役7名の選任をお願いするものであります。

なお、取締役候補者は社外取締役が委員長を務める指名・報酬委員会の答申を受け決定しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号

1

ね ぎし ち ひろ
根 岸 千 尋

再任

生年月日

1968年11月2日

所有する当社の株式数

1,800株

取締役会への出席状況

20回/20回 (100%)

2008年1月 (株)パソナフォーチュン入社
2009年10月 同社経営管理室長兼エグゼクティブサーチ室長
2015年4月 当社入社 情報イニシアティブ 上席スタッフ
2017年6月 HC事業部 人材ビジネス本部 執行役員 本部長
取締役 HRS事業部長兼ソリューション本部長、
人材関係会社管掌
2018年6月 常務取締役 人材関連事業統括、
人材事業関連会社管掌
印刷事業変革プロジェクト推進責任者 (現任)

重要な兼職の状況

東京博善(株)非常勤取締役 (退任予定)

取締役候補者とした理由

根岸千尋氏につきましては、人材ビジネス分野での豊富な経験、当社での国内外の事業拡大及び新規事業創造の実績ならびに、印刷事業変革プロジェクトの責任者としてコア事業変革を推進した実績を踏まえ、当社の代表取締役として当社の経営改革の推進をリードする役割を果たせると判断し、取締役候補者いたしました。

候補者番号 **2**こ ばやし ひで あき
小林 秀 昭

再任

生年月日

1960年12月27日

所有する当社の株式数

2,100株

取締役会への出席状況

17回／17回 (100%)
(2018年6月就任後)

1984年 4月 (株)太陽神戸銀行 (現(株)三井住友銀行) 入行
 2009年 4月 (株)三井住友銀行 浜松町法人営業部長
 2011年 4月 同行 監査部 上席監査役
 2012年 4月 当社に出向 人事部長
 2014年 1月 当社に転籍 執行役員 人事部長
 2016年 4月 上席執行役員 経理財務担当
 2018年 6月 取締役
 経営企画・財務本部長、管理本部及び関係会社管理担当
 2019年 4月 取締役
 経営企画・財務、管理本部長、関係会社管理担当 (現任)

重要な兼職の状況

東京博善(株)非常勤取締役、廣濟堂あかつき(株)非常勤取締役 (退任予定)

取締役候補者とした理由

小林秀昭氏につきましては、前職及び当社における経営企画及び経理財務に関する豊富な経験と実績、幅広い知識を有し、当社の安定的な経営基盤の構築に必要な人材と判断し、取締役候補者としていたしました。

候補者番号 **3**お お まが り のぶ ゆき
大 曲 伸 幸

再任

生年月日

1962年8月16日

所有する当社の株式数

600株

取締役会への出席状況

17回／17回 (100%)
(2018年6月就任後)

1987年 3月 当社入社
 2012年 4月 情報コミュニケーション営業統括ユニットマネージャー
 2016年 4月 執行役員 知財情報事業部長
 2018年 6月 取締役
 印刷関連事業統括兼知財情報事業部長、
 印刷及び出版関連会社管掌
 2019年 4月 取締役
 印刷関連事業統括、
 印刷及び出版関連会社管掌 (現任)

重要な兼職の状況

廣濟堂あかつき(株)非常勤取締役 (就任予定)、(株)廣濟堂出版非常勤取締役

取締役候補者とした理由

大曲伸幸氏につきましては、印刷事業領域での豊富な経験と幅広い知識を活かし、印刷事業変革プロジェクトの副責任者としてコア事業変革を推進した実績を踏まえ、今後の企業価値向上に必要な人材と判断し、取締役候補者としていたしました。

候補者番号

4

なか つじ かず お
中 辻 一 夫

社外

新任

生年月日

1941年7月16日

所有する当社の株式数

0株

取締役会への出席状況

19回/20回 (95%)
(社外監査役として出席)

1965年4月 (株)バンダイ入社
 1985年5月 同取締役
 1987年3月 バンダイ香港(株)社長
 1991年3月 (株)バンダイ常務取締役
 1993年12月 (株)カズ設立代表取締役
 1996年6月 (株)日光堂代表取締役社長
 2004年6月 同相談役
 2007年6月 当社社外監査役(現任)

重要な兼職の状況

特になし

社外取締役候補者に関する特記事項

- 1.中辻一夫氏は当社との間に特別の利害関係はありません。
- 2.中辻一夫氏は現任の社外監査役であり、その就任期間は本総会終結の時をもって12年となります。

社外取締役候補者とした理由

中辻一夫氏につきましては、株式会社バンダイに長年にわたり在籍し、同社取締役としての経験と当社監査役としての経験を活かし、社外取締役として当社経営の監督と助言を行うに適切な人材と判断し、社外取締役候補者としたしました。

責任限定契約の内容の概要

当社は中辻一夫氏との間で、会社法第427条第1項及び定款第23条に基づき責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任限度額は、200万円又は法令が規定する額のいずれか高い額としております。

候補者番号

5

まつ ざわ あつし
松 沢 淳

社外

新任

生年月日

1965年6月9日

所有する当社の株式数

0株

取締役会への出席状況

-回/-回 (-%)

2004年 8月 (株)エム・ピー・テクノロジーズ(現アセンテック)入社
2005年10月 同社取締役
2008年 2月 フットワークエクスプレス(株)(現ツールエクスプレスジャパン) 入社
2009年 9月 同社取締役
2017年 9月 ラオックス(株)入社
2018年 1月 (株)エス・エー・ピー取締役 (現任)
2018年10月 すみれパートナーズ(株)代表取締役社長 (現任)

重要な兼職の状況

(株)エス・エー・ピー取締役、すみれパートナーズ(株)代表取締役社長

社外取締役候補者に関する特記事項

松沢淳氏は当社との間に特別の利害関係はありません。

社外取締役候補者とした理由

松沢淳氏につきましては、企業経営における豊富な経験と実績を有しており、社外取締役として当社経営の監督と助言を行うに適切な人材と判断し、社外取締役候補者といたしました。なお、松沢淳氏は当社独立性基準を満たしており、選任が承認された場合は独立社外取締役となります。

責任限定契約の内容の概要

当社は松沢淳氏との間で、会社法第427条第1項及び定款第23条に基づき責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任限度額は、200万円又は法令が規定する額のいずれか高い額としております。

招集ご通知

参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

候補者番号

6

あつ み よう こ
渥美陽子

社外

新任

生年月日

1984年3月12日

所有する当社の株式数

0株

取締役会への出席状況

-回/-回 (-%)

2009年12月 弁護士登録
2010年1月 西村あさひ法律事務所入所
2011年11月 J.P.モルガン証券(株)法務部出向
2012年10月 J.P.モルガン証券(株)法務部出向終了
2014年6月 法律事務所ヒロナカ入所
2017年1月 あつみ法律事務所設立 代表弁護士(現任)
重要な兼職の状況
あつみ法律事務所代表弁護士

社外取締役候補者に関する特記事項

渥美陽子氏は当社との間に特別の利害関係はありません。

社外取締役候補者とした理由

渥美陽子氏につきましては、直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士として企業法務に精通し、その豊富な経験や幅広い知見は、社外取締役として当社経営の監督と助言を行うに適切な人材と判断し、社外取締役候補者といたしました。なお、渥美陽子氏は当社独立性基準を満たしており、選任が承認された場合は独立社外取締役となります。

責任限定契約の内容の概要

当社は、渥美陽子氏との間で、会社法第427条第1項及び定款第23条に基づき責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任限度額は、200万円又は法令が規定する額のいずれか高い額としております。

候補者番号 **7**かみ がき せい すい
神垣清水

社外

新任

生年月日

1945年7月1日

所有する当社の株式数

0株

取締役会への出席状況

-回/-回 (-%)

1972年4月 東京地方検察庁検事
 2000年10月 那覇地方検察庁検事正
 2002年6月 宇都宮地方検察庁検事正
 2003年9月 最高検察庁総務部長
 2004年12月 千葉地方検察庁検事正
 2005年8月 横浜地方検察庁検事正
 2007年7月 公正取引委員会委員
 2012年7月 日比谷総合法律事務所 弁護士(現任)
 2013年6月 三菱食品(株) 社外監査役(現任)
 2013年6月 アルフレッサホールディングス(株) 社外監査役(現任)
 2015年5月 (株)ヨンドシーホールディングス 監査等委員取締役(現任)
 2015年5月 (株)ユニバーサルエンターテインメント 社外取締役(現任)

重要な兼職の状況

三菱食品(株)社外監査役、アルフレッサホールディングス(株)社外監査役、(株)ヨンドシーホールディングス監査等委員取締役、(株)ユニバーサルエンターテインメント社外取締役

社外取締役候補者に関する特記事項

神垣清水氏は当社との間に特別の利害関係はありません。

社外取締役候補者とした理由

神垣清水氏につきましては、検事および弁護士として企業法務に精通し、その豊富な経験や幅広い知見は、社外取締役として当社経営の監督と助言を行うに適切な人材と判断し、社外取締役候補者といたしました。なお、神垣清水氏は当社独立性基準を満たしており、選任が承認された場合は独立社外取締役となります。

責任限定契約の内容の概要

当社は、神垣清水氏との間で、会社法第427条第1項及び定款第23条に基づき責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任限度額は、200万円又は法令が規定する額のいずれか高い額としております。

(注) 当社は松沢淳氏、渥美陽子氏及び神垣清水氏の選任が承認された場合、(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定し、届け出る予定であります。

第2号議案 監査役3名選任の件

本總會終結の時をもって、監査役3名全員が任期満了となります。つきましては、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。
監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	1	なか い あきら	中 井 章	再任
生年月日	1955年6月5日	1978年4月	(株)関西廣濟堂(現・株)廣濟堂)入社	
所有する当社の株式数	5,200株	1992年9月	同社経理課長	
取締役会への出席状況	20回/20回(100%)	2006年4月	当社大阪管理部経理部長	
監査役会への出席状況	6回/6回(100%)	2013年4月	情報C関西事業本部関西管理部担当部長	
		2015年6月	当社常勤監査役(現任)	
			重要な兼職の状況	
			(株)廣濟堂出版監査役(退任予定)、廣濟堂あかつき(株)監査役(退任予定)	
			監査役候補者とした理由	
			中井章氏につきましては、当社の経理部に長年にわたり在籍し、経理業務等に精通しており、常勤監査役候補者としていたしました。	

候補者番号 **2**

かとうまさのり
加藤正憲

社外

新任

生年月日

1971年2月15日

所有する当社の株式数

0株

取締役会への出席状況

－回／－回（－％）

監査役会への出席状況

－回／－回（－％）

1995年10月 太田昭和監査法人（現・EY新日本有限責任監査法人）
2002年4月 公認会計士登録
2003年2月 (株)KPMG FAS入社
2012年10月 加藤公認会計士事務所設立・同事務所代表（現任）
2013年12月 (株)アジアゲートホールディングス 取締役（現任）
2017年6月 ベスカ(株) 監査役（現任）
2018年3月 ディエスヴィ・エアーシー(株) 監査役（現任）
2018年10月 (株)シフトライフ 監査役（現任）
2019年6月 (株)ナカヨ 監査役（就任予定）

重要な兼職の状況

加藤公認会計士事務所代表、(株)アジアゲートホールディングス取締役、ベスカ(株)監査役、ディエスヴィ・エアーシー(株)監査役、(株)シフトライフ監査役、(株)ナカヨ監査役（就任予定）

社外監査役候補者に関する特記事項

加藤正憲氏は当社との間に特別の利害関係はありません。

社外監査役候補者とした理由

加藤正憲氏につきましては、公認会計士としての豊富な経験や幅広い知見を有しており、社外監査役として経営の重要な意思決定及び業務執行に対する監督を行う適切な人材と判断し、社外監査役候補者といたしました。なお、加藤正憲氏は当社独立性基準を満たしており、選任が承認された場合は独立社外監査役となります。

責任限定契約の内容の概要

当社は、加藤正憲氏との間で、会社法第427条第1項及び定款第34条に基づき責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任限度額は、200万円又は法令が規定する額のいずれか高い額としております。

招集ご通知

参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

候補者番号

3

ぬま い ひで あき
沼井英明

社外

新任

生年月日

1982年11月29日

2010年12月 弁護士登録

2014年6月 二重橋法律事務所 弁護士

2016年2月 弁護士法人琴平総合法律事務所 パートナー弁護士（現任）

所有する当社の株式数

0株

重要な兼職の状況

弁護士法人琴平総合法律事務所 パートナー弁護士

取締役会への出席状況

-回/-回 (-%)

監査役会への出席状況

-回/-回 (-%)

社外監査役候補者に関する特記事項

沼井英明氏は当社との間に特別の利害関係はありません。

社外監査役候補者とした理由

沼井英明氏につきましては、弁護士として企業法務等に精通し、その豊富な経験や幅広い知見は、社外監査役として経営の重要な意思決定及び業務執行に対する監督を行う適切な人材と判断し、社外監査役候補者となりました。なお、沼井英明氏は当社独立性基準を満たしており、選任が承認された場合は独立社外監査役となります。

責任限定契約の内容の概要

当社は、沼井英明氏との間で、会社法第427条第1項及び定款第34条に基づき責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任限度額は、200万円又は法令が規程する額のいずれか高い額としております。

(注) 当社は加藤正憲氏及び沼井英明氏の選任が承認された場合、(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定し、届け出る予定であります。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令及び定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。
補欠の監査役候補者は次のとおりであります。

たま き とも や
玉 城 知 也

社外

生年月日

1951年6月19日

所有する当社の株式数

0株

1978年11月 アーサーヤング公認会計士共同事務所入社
1982年7月 公認会計士登録
1983年7月 アーサーヤング公認会計士共同事務所退社
1983年8月 興亜監査法人・山田公認会計士事務所入所
1993年2月 (株)タマイチ代表取締役就任(現任)
2009年6月 興亜監査法人・山田公認会計士事務所退社
2009年7月 税理士登録

重要な兼職の状況

(株)タマイチ代表取締役
東京博善(株)非常勤監査役

補欠の社外監査役候補者に関する特記事項

当社は、玉城知也氏との間に顧問契約を締結しております。
玉城知也氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

補欠の社外監査役候補者とした理由

玉城知也氏につきましては、公認会計士および税理士としての専門知識・経験を当社の監査に活かして頂くことを期待し、補欠の社外監査役候補者いたしました。

責任限定契約の内容の概要

玉城知也氏が社外監査役に就任した場合は、会社法第427条第1項及び定款第34条に基づき責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任限度額は、200万円又は法令が規程する額のいずれか高い額としております。

以上

事業報告 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

1 企業集団の現況

(1) 廣濟堂グループの事業の状況

① 事業の経過及び成果

当期におけるわが国経済は、雇用環境の継続的な改善に伴う個人消費の増大及び企業収益の増加等が見られ、緩やかな回復基調で推移しました。一方で、当社のコア事業が属する印刷業界では、電子化による紙媒体の需要低下や競争激化に伴う受注価格の下落が続くなど厳しい経営環境が続きました。

このような状況のもと、当社は第3次中期経営計画「KOSAIDO Re-Innovation」に基づき、「コア事業の競争力強化及び再構築、事業ポートフォリオ改編」、「組織再編、制度意識改革」、「経営管理体制の強化」、「財務体質改善、経営指標改善」及び「子会社のガバナンス強化」を重要な経営課題として、着実な利益の確保を目指してまいりました。

こうした取り組みの結果、当社グループの当連結会計年度の業績につきましては、葬祭セグメントで増収となったものの、当社のコア事業である印刷事業及び人材事業を含む情報セグメントで減収となり、その結果連結売上高は減収となりました。

損益面につきましては、連結営業利益は葬祭事業の費用減少等により増益となりましたが、連結経常利益は営業外費用の増加により減益となりました。また、前期の不動産売却益の減少

及び葬祭事業における減損損失等による特別損失の発生等により親会社株主に帰属する当期純損失の計上となりました。

以上の結果、当期における連結売上高は36,195百万円（前期比0.7%減）、連結営業利益は2,250百万円（前期比3.2%増）、連結経常利益は1,637百万円（前期比0.7%減）、親会社株主に帰属する当期純損失は324百万円（前期は親会社株主に帰属する当期純利益3,271百万円）となりました。

また、当社は、マネジメント・バイアウト（MBO）の一環として2019年1月18日に開始された株式会社BCJ-34による当社株式に対する公開買付けについて、当社の中長期的な企業価値の向上にとって、当社株式の非公開化が最も有効な手段と考えたことから、当該公開買付けに賛同し、当該公開買付けへの応募を推奨する旨の意見を表明しておりましたが、当該公開買付けは同年4月8日に不成立となり終了しております。上記のとおり当該公開買付けは不成立となったものの、当社は、当社グループの中長期的な企業価値の向上については株主共同の利益の向上をこれまで以上に実現していくために、社外取締役を過半数とすることによりコー

ポレート・ガバナンスを強化した新たな経営体制を構築し、かかる新経営体制の下で新たな経営改革ロードマップの策定を行うこと、及び当社の買収防衛策としての情報開示ルールを廃止することといたしました。詳細については、後記「(4) 対処すべき課題」をご参照ください。

招集ご通知

参考書類

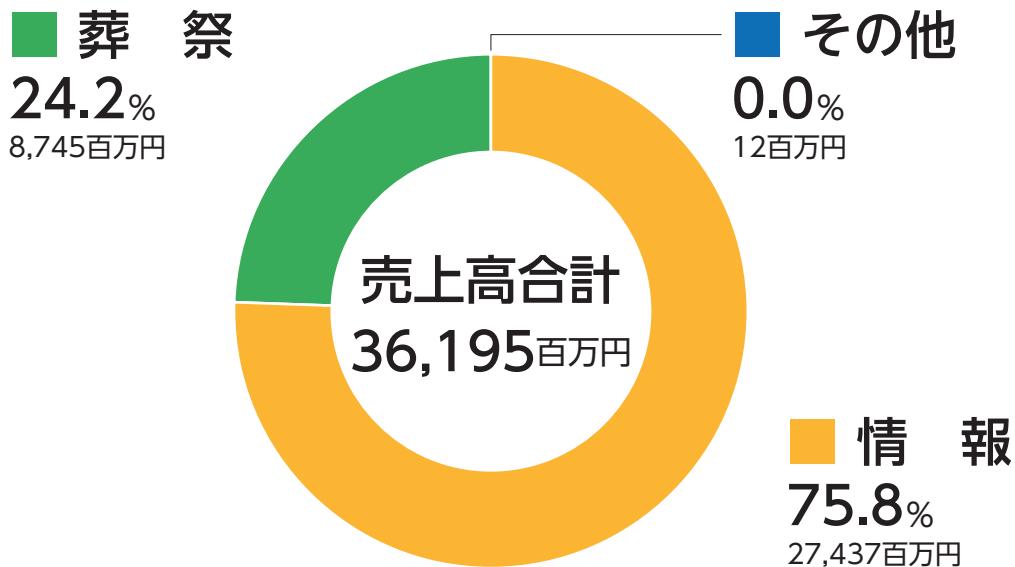
事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

セグメント別連結売上高及び構成比



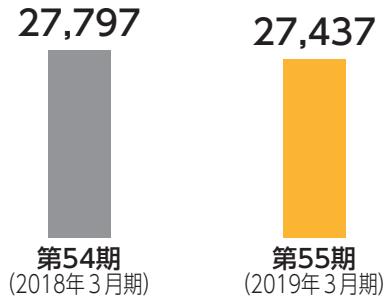
連結売上高

区 分	当 期		前 期		前期比 (%)
	金額 (百万円)	構成比率 (%)	金額 (百万円)	構成比率 (%)	
情 報	27,437	75.8	27,797	76.2	△1.3
葬 祭	8,745	24.2	8,658	23.7	1.0
その他	12	0.0	6	0.0	108.1
合 計	36,195	100.0	36,462	100.0	△0.7

情報セグメント



売上高 (単位：百万円)



情報セグメントは、印刷事業と人材事業のほか、ライフスタイルデザイン事業、出版事業で構成されております。

印刷事業は、出版・商業印刷を始めとして新聞印刷、デジタル印刷、水性フレキソ印刷およびパッケージ印刷などの各種印刷事業のほか、ITサービスやBPOサービスを手掛けるソリューション事業、デジタルアーカイブ等を手掛ける知財情報事業で構成されております。

当期の印刷事業につきましては、知財情報事業及びソリューション事業が売上を伸ばしたものの、主力事業の出版印刷及び商業印刷が市場縮小の継続による競争激化等により苦戦を強いられ、また、パッケージ印刷が受注減により大幅に落ち込みました。その結果印刷事業全体の売上高は前期をわずかに下回りました。

人材事業では、求人広告等の求人媒体、人材紹介・人材派遣、人材育成・研修、ベトナムでの日本語学校などを手掛けており、人材の発掘から採用、教育・研修までトータルな人材ソリューションを提供しております。

当期の人材事業につきましては、他社の求人情報専門の検索サービスの普及により採用活動のダイレクト化が進んだ結果、当社求人広告事業の業績が大幅に落ち込みましたが、前期及び当期に買収した子会社の人材派遣事業の売上高が貢献した結果、人材事業の売上高は前期を上回りました。



〈当社Web求人媒体「Workin.jp」〉

ライフスタイルデザイン事業では、LEDエスコシステム等のエコビジネス、イベント事業等のカルチャープランニング等のサービスを提供しております。

当期のライフスタイルデザイン事業につきましては、LEDの価格競争激化による売上減少及び前期に受注した大型イベント案件がなくなったこと等により、売上高は前期を下回りました。



〈当社LEDエスコシステム導入例〉

出版事業では、一般書籍の企画・出版と教科書・参考書等の教育図書の企画・出版を行っております。

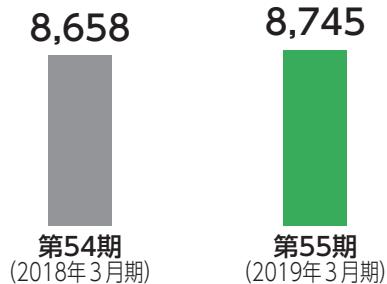
当期の出版事業につきましては、一般図書部門の売上高は前期を上回りました。一方、教育図書部門は、道徳教科書の採択率が予想より低かったこと、また、学校教材の売上不振により、その結果、出版事業全体の売上高は前期を下回りました。

以上の結果、情報セグメントの売上高は27,437百万円（前期比1.3%減）となりました。

葬祭セグメント



売上高 (単位：百万円)



葬祭セグメントは、葬祭事業で構成されております。

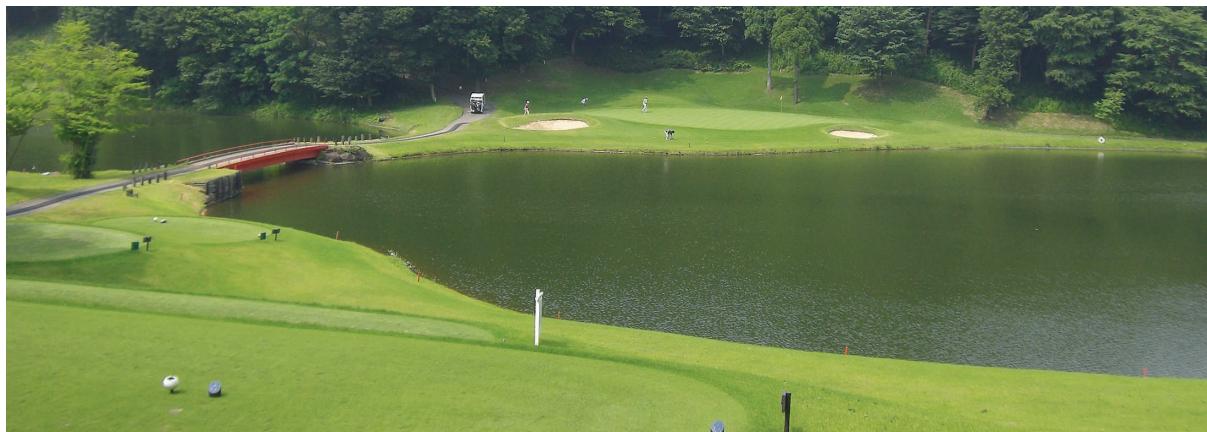
葬祭事業では、当社子会社の東京博善株式会社により、火葬炉併設の総合斎場を都内6カ所で運営しております。

葬祭事業につきましては、葬儀の簡素化、低廉化志向が進みましたが、火葬取扱件数の増加等により、売上高は前期を上回りました。

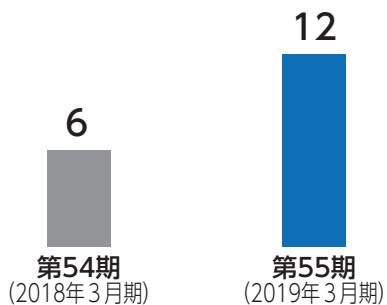


以上の結果、葬祭セグメントの売上高は8,745百万円（前期比1.0%増）となりました。

その他セグメント



売上高 (単位：百万円)



その他セグメントに属する株式会社トムソ
ナショナルカントリー倶楽部の売上高は12百
万円（前期比108.1%増）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の主なものは、印刷工場設備の更新及び修繕費用380百万円及び子会社である東京博善株式会社の設備改修工事費290百万円であります。

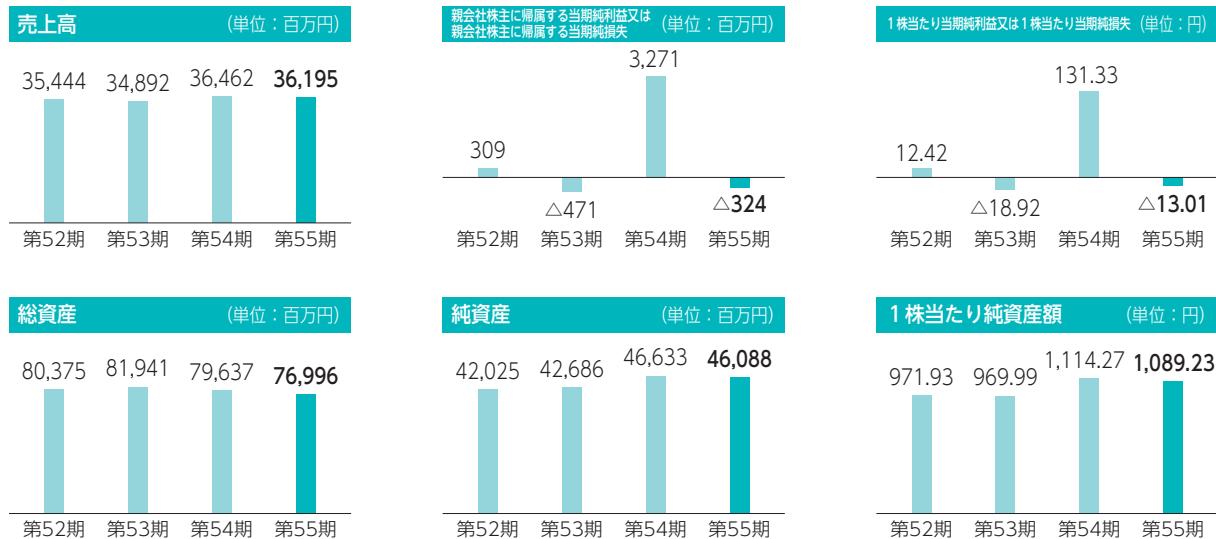
③ 資金調達の状況

当連結会計年度において特記すべき資金調達はありません。当連結会計年度末の当社グループの借入金及び社債は、前期末より9億円減少し199億円となっております。

また、今後の資金需要に対し、安定かつ効率的な調達を行うため、2018年12月に主要取引金融機関と総額40億円のコミットメントライン契約を締結しております。

(2) 財産及び損益の状況

当社グループの財産及び損益の状況の推移



区分		第52期 2016年3月期	第53期 2017年3月期	第54期 2018年3月期	第55期 (当連結会計年度) 2019年3月期
売上高	(百万円)	35,444	34,892	36,462	36,195
営業利益	(百万円)	2,214	2,561	2,181	2,250
経常利益	(百万円)	1,884	2,066	1,648	1,637
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	(百万円)	309	△471	3,271	△324
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△)	(円)	12.42	△18.92	131.33	△13.01
総資産	(百万円)	80,375	81,941	79,637	76,996
純資産	(百万円)	42,025	42,686	46,633	46,088

(注) 『「税効果会計に係る会計基準」の一部改正(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等』を第55期の期首から適用しており、第54期に係る財産及び損益の状況については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。総資産の額が前期公表のものと異なっております(遡及適用前の第54期総資産額 79,651百万円)。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社には、親会社はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	出資比率 (%)	主要な事業内容
東京博善株式会社	4,050	60.9	葬祭事業
廣濟堂あかつき株式会社	100	100.0	出版事業
株式会社廣濟堂出版	10	100.0	出版事業

(4) 対処すべき課題

国内景気の今後の見通しにつきましては、長引く米中貿易摩擦や今年10月予定の消費税増税の影響が懸念され、景気の先行きは予断を許しません。

次期は第3次中期経営計画「KOSAIDO Re-Innovation」の最終年度であり、本計画で掲げた「コア事業の競争力強化および再構築」、「事業ポートフォリオの見直し」、「業態・組織変革」および「経営管理体制の強化」に取り組む着実な利益確保を目指してまいります。

さらに当社は、当社グループの中長期的な企業価値の向上については株主共同の利益の向上をこれまで以上に実現していくために、社外取締役を過半数にすることによりコーポレート・ガバナンスを強化した新たな経営体制を構築し、かかる新経営体制の下で新たな経営課題改革ロードマップの策定を行うこと、及び当社の買収

防衛策としての情報開示ルールを廃止することといたしました。

1. 当社の新たな経営体制について

当社は、当社グループの中長期的な企業価値の向上については株主共同の利益の向上をこれまで以上に実現していくためには、より一層コーポレート・ガバナンスを強化していくことが重要であるとの認識から、取締役の過半数を社外取締役が占める新たな経営体制を確立することといたしました。これにより、監督機能が強化されることによる経営の透明性・客観性の強化を見込んでおり、また、これに併せて、経営の執行と監督の分離を進めることにより、経営の機動性をより促進させることも想定しております。

2. 経営課題改革ロードマップの策定

新たな経営体制の下で、当社グループの中長

期的な企業価値の向上については株主共同の利益の向上をこれまで以上に実現していくべく、

①印刷事業再構築プロジェクト推進体制の確立、②連結の収益基盤の強化・資本政策プロジェクトの組成、③不採算事業の撤退、④新たな事業の創出とコア事業の育成及び⑤財務・税務施策の検討等に関する事項を内容に含む、当社の経営課題改革のためのロードマップを策定してまいります。本ロードマップは内容を決定次第、速やかに公表致します。

3. 買収防衛策としての情報開示ルールの廃止

当社は、2006年5月30日開催の取締役会において、企業価値及び株主共同の利益の維持・向上に向けた取組みとして情報開示ルールの導入を決議し、その後、本情報開示ルールの導入・継続に賛成した取締役の選任議案に対する賛同を通じて、本情報開示ルールに対する株主の皆様のご信任を頂いておりました。

なお、本情報開示ルールの廃止後も、当社株式の大規模買付行為を行おうとする者に対しては、大規模買付行為の是非を株主の皆様が適切に判断するために必要かつ十分な情報の提供を求め、併せて当社取締役会の意見等を開示し、株主の皆様の検討のための時間の確保に努める

等、金融商品取引法、会社法その他関連法令の許容する範囲内において、適切な措置を講じてまいります。

廣濟堂グループは、1949年に印刷会社として創業以来、社名にある「廣濟」（広く社会に貢献する）を経営理念として、印刷、IT、人材、出版、葬祭などの各事業を通じ、社会の発展と人々の豊かな暮らし創りの担い手として、信頼される企業グループを目指しております。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2019年3月31日現在)

当社グループは、多業種にわたり事業展開を行っており、事業の種類別セグメントは以下のとおりであります。

区 分	事業内容	会 社
情報	印刷物及びIT系商材の製造販売 求人広告及び人材紹介等 出版物の出版・販売	(株)廣濟堂 廣濟堂あかつき(株) (株)廣濟堂出版 威海廣濟堂京友包装有限公司 (株)廣濟堂ビジネスサポート (株)キャリアステーション (株)共同システムサービス KOSAIDO HR VIETNAM CO.,LTD.
葬祭	火葬事業及び斎場経営	東京博善(株)
その他	ゴルフ場等の資産管理等	(株)トムソンナショナルカントリー倶楽部

(6) 主要な営業所及び工場 (2019年3月31日現在)

当社

■本社・情報コミュニケーション事業部	東京都港区芝浦1-2-3 シーパンスS館13F
さいたま工場	埼玉県さいたま市桜区町谷1-4-1
■知財情報事業部	東京都港区芝4-7-8 芝サンエスワカマツビル
■新聞印刷事業部木場工場	東京都江東区木場2-14-8
有明工場	東京都江東区有明1-1-7
■パッケージングサービス部	東京都港区芝浦1-2-3 シーパンスS館13F
■情報コミュニケーションメディア事業部	大阪府豊中市蛸池西町2-2-1
大阪営業所	大阪府大阪市西区江戸堀1-9-1 肥後橋センタービル5F
製版センター	大阪府大阪市福島区海老江3-22-61
■HRソリューション事業部	東京都港区芝浦1-2-3 シーパンスS館13F
仙台営業所	宮城県仙台市若林区舟丁18-2
新潟営業所	新潟県新潟市中央区南笹口1-1-54 日生南笹口ビル6F
富山営業所	富山県富山市千歳町2-13-2
金沢営業所	石川県金沢市駅西本町1-14-29 サン金沢ビル4F
大阪営業所	大阪府大阪市西区江戸堀1-9-1 肥後橋センタービル5F
■ライフスタイルデザイン事業部	東京都港区芝浦1-2-3 シーパンスS館13F



- 本社
- 事業本部
- ▲ 営業所
- 工場

廣濟堂あかつき(株)

(株)廣濟堂出版

(株)廣濟堂ビジネスサポート

(株)キャリアステーション

(株)共同システムサービス

威海廣濟堂京友包装有限公司

株式会社ソナショナルカントリー(株)線部

KOSADO HR VIETNAM CO.,LTD.

東京都練馬区貫井4-1-11
 東京都千代田区神田小川町2-3-13 M&Cビル7F
 東京都港区芝浦1-2-3 シーパンスS館13F
 新潟県新潟市中央区大川前通6番町1214-2
 宮城県大崎市古川沢田字新原際105
 中華人民共和国山東省威海市石島開発区
 栃木県栃木市西方町本城字城山1451
 1604 16th Floor Havana Tower, 132 Ham Nghi Street,
 Ben Thanh Ward, District 1, Ho Chi Minh City, Vietnam

東京博善(株)

■本社

四ツ木斎場
 堀ノ内斎場
 町屋斎場
 代々幡斎場
 桐ヶ谷斎場
 落合斎場

東京都千代田区内神田2-5-6 亀田ビル
 東京都葛飾区白鳥2-9-1
 東京都杉並区梅里1-2-27
 東京都荒川区町屋1-23-4
 東京都渋谷区西原2-42-1
 東京都品川区西五反田5-32-20
 東京都新宿区上落合3-34-12

(7) 使用人の状況 (2019年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
1,337名	40名 (減)

(注) 使用人は就業人員 (当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。) であり、臨時使用人は含みません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
899名	37名 (減)	44.1歳	16.2年

(注) 使用人は就業人員 (当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。) であり、臨時使用人は含みません。

(8) 主要な借入先の状況 (2019年3月31日現在)

借入先	借入額 (百万円)
株式会社三井住友銀行	7,803
株式会社みずほ銀行	3,298
株式会社りそな銀行	2,220
株式会社きらぼし銀行	1,857
株式会社静岡中央銀行	1,363
三井住友信託銀行株式会社	1,030
株式会社横浜銀行	945
株式会社三菱UFJ銀行	810
株式会社武蔵野銀行	620
合 計	19,946

(注) 上記借入額には社債を含んでおります。

2 会社の現況

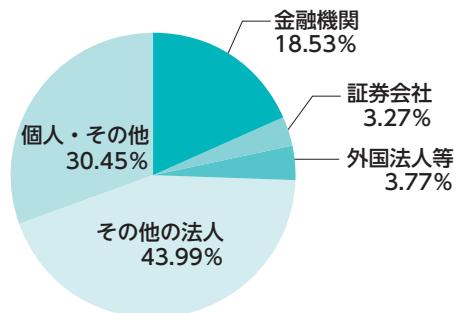
(1) 株式の状況 (2019年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 95,130,000株
- ② 発行済株式の総数 24,922,600株
- ③ 株主数 3,668名
- ④ 大株主

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
澤田ホールディングス株式会社	3,088	12.40
櫻井 美江	2,413	9.69
株式会社レノ	2,169	8.71
廣濟堂取引先持株会	1,279	5.14
株式会社南青山不動産	1,186	4.76
株式会社アジアゲートホールディングス	809	3.25
株式会社ヤクルト本社	746	2.99
廣濟堂社員持株会	692	2.78
凸版印刷株式会社	626	2.51
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	606	2.43

(注) 持株比率は自己株式10,305株を控除して計算しております。

⑤ 所有者別株式数



(2) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況 (2019年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	土井 常 由	
常務取締役	根 岸 千 尋	人材関連事業統括、人材事業関連会社管掌、印刷事業変革プロジェクト推進責任者、東京博善(株)非常勤取締役
取締役	小 林 秀 昭	経営企画・財務本部長兼管理本部担当、関係会社管理担当 東京博善(株)非常勤取締役、廣濟堂あかつき(株)非常勤取締役
取締役	渡 邊 義 和	ライフスタイルデザイン事業部長、東京博善(株)管掌
取締役	大 曲 伸 幸	印刷関連事業統括兼知財情報事業部長、印刷及び出版関連会社管掌 (株)廣濟堂出版非常勤取締役
取締役	西 田 博	東京博善(株)代表取締役社長
取締役	千代田 有 子	クリナップ(株) 社外取締役
常勤監査役	中 井 章	(株)廣濟堂出版監査役、廣濟堂あかつき(株)監査役
監査役	中 辻 一 夫	
監査役	円 谷 智 彦	(株)Sjhホールディング社外監査役

- (注) 1. 取締役千代田有子氏は、非常勤の社外取締役であります。
 2. 取締役西田博氏は、非常勤の非業務執行取締役であります。
 3. 監査役中辻一夫氏、円谷智彦氏は、社外監査役であります。
 4. 監査役中井章氏、中辻一夫氏及び円谷智彦氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 ・常勤監査役中井章氏は、当社の経理部に長年にわたり在籍し、経理業務等に精通しております。
 ・監査役中辻一夫氏は、株式会社バンダイに長年にわたり在籍し、同社取締役として経営に参画し、決算手続ならびに財務諸表等に精通しております。
 ・監査役円谷智彦氏は、会計検査院に長年にわたり在籍し、会計監査等に精通しております。
 5. 当社は、社外取締役千代田有子氏及び社外監査役円谷智彦氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 6. 各社外役員は、当社との間で会社法第427条第1項、定款第23条及び第34条に基づき会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、200万円又は法令が規定する額のいずれか高い額としております。

○事業年度中に退任した取締役

氏名	退任日	退任理由	退任時の地位、担当及び重要な兼職の状況
浅野 健	2018年6月28日	任期満了	代表取締役社長 ㈱金羊社代表取締役会長、 東京博善㈱取締役、 (一社)日本印刷産業連合会副会長、 印刷工業会副会長
芦田 正明	2018年6月28日	任期満了	取締役 印刷関連事業統括
坂本 純一	2018年6月28日	任期満了	取締役 情報コミュニケーション事業部長

② 取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)	対象となる役員の員数 (人)
		基本報酬	
取締役 (社外取締役を除く)	73	73	8
社外取締役	9	9	3
監査役 (社外監査役を除く)	10	10	1
社外監査役	9	9	2

- (注) 1. 社外取締役の報酬等の総額には、2018年3月13日逝去により退任した社外取締役1名の在任中の報酬等の額を含んでおります。
2. 取締役及び監査役の報酬等の総額には、2018年6月28日開催の定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名の在任中の報酬等の額を含んでおります。

③ 社外役員に関する事項

イ 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・2018年6月末まで社外取締役であり、同年6月末から非業務執行取締役の西田博氏は、当社の重要な子会社である東京博善株式会社の代表取締役社長を兼務しております。
- ・取締役千代田有子氏は、クリナップ株式会社の社外取締役を兼務しております。なお、当社はクリナップ株式会社との間に取引関係はありません。
- ・監査役円谷智彦氏は、株式会社Sjhホールディングの社外監査役を兼務しております。なお、当社は株式会社Sjhホールディングとの間に取引関係はありません。

□ 当事業年度における主な活動状況

- ・取締役千代田有子氏は、2018年6月28日就任後開催された取締役会17回のうち17回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から、必要に応じ、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。
- ・取締役西田博氏は、取締役会20回のうち20回に出席し法務省で培った経験・見識から、営業部門への支援、有益な助言・提言を行っております。
- ・監査役中辻一夫氏は、監査役会6回のうち6回、取締役会20回のうち19回に出席し、深い経理知識から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
- ・監査役円谷智彦氏は、監査役会6回のうち6回、取締役会20回のうち19回に出席し、会計検査院での長年の経験と知識から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

(3) 会計監査人の状況

① 名称 興亜監査法人

② 報酬等の額

	支払額 (百万円)
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	19
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	27

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

当社監査役会は、会計監査人である興亜監査法人から説明を受けた当事業年度の監査計画の内容、監査法人の過年度の会計監査の職務遂行状況及び報酬見積もりの算出根拠などが適正であるかについて検討した結果、適正であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

④ 非監査業務の内容

該当する事項はありません。

⑤ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人による適正な監査の遂行が困難と認められる場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

3 会社の体制及び方針

(1) 内部統制システム構築の基本方針

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社ならびに会社及びその子会社から成る企業集団（以下「当企業集団」という）の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりです。

① 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ 取締役会を定期的を開催する等、取締役が相互に職務執行の法令及び定款適合性を監視するための十分な体制を構築する。
- ロ コンプライアンスに係る社内規程を定め、これに基づいて、統括責任者として担当役員を置き、その所轄下に事務局機能を有する部署を設けて全社的な管理を行うとともに、部署又は支店ごとにコンプライアンス担当者を置いて現場ごとのきめ細かい管理を行う。
- ハ 全社的に法的リスクを評価して対応を決定し、統制すべきリスクについて効果的な統制活動を行う。
- ニ 情報・伝達の機能として、社内通報制度を持つ。
- ホ 危機時のプラン及び緊急連絡網を整備する。
- ヘ 財務報告に係る内部統制については、会社法及び金融商品取引法、ならびに東京証券取引所規則等との適合性を確保するため、専門部署を設けて十分な体制を構築する。
- ト 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、取引関係その他一切の関係を持たず、反社会的勢力から不当要求を受けた場合には、組織全体として毅然とした態度で臨み、反社会的勢力による被害の防止に努める。
- チ 当社の監査役及び内部監査室は、子会社の業務活動について、法令、定款への適合の観点から監査を行い、必要な助言、勧告及び指導を行う。

② 当社の取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制及び子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- イ 情報の保存及び管理に係る社内規程を定め、これに基づいて、統括責任者として担当役員を置き、その所轄下に事務局機能を有する部署を設けて全社的な管理を行う。
- ロ 社内規程・議事録・稟議書・契約書・人事関連文書・権利証書・行政関係文書といった性質に応じて、文書名・保存年限・保存部署・保存形式を定めて保存・管理責任の所在を明確にし、徹底した管理を行う。
- ハ 情報セキュリティに係る対策については、専門部署を設けて十分な体制を構築する。
- ニ 取締役・監査役の閲覧手続きを明確化する。
- ホ 子会社に対して、一定の重要事項については、子会社の取締役会で決定する前に、当社に承認を求め、又は報告することを義務付ける。
- ヘ 当社は、当企業集団の子会社の社長などをメンバーとした連絡会を定期的に開催し、そこで経営活動等に関する報告を受けるものとする。

③ 当社及び子会社における損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ リスク管理に係る社内規程を定め、これに基づいて、統括責任者として担当役員を置き、その所轄下に事務局機能を有する部署を設けて全社的な管理を行う。
- ロ 全社的なリスクを評価して対応を決定し、統制すべきリスクごとに責任部署を明確化して効果的な統制活動を行う。
- ハ 危機時のプラン及び緊急連絡網を整備する。
- ニ 子会社のリスク管理については、子会社からの報告を適宜受けると共に、当社の監査役及び内部監査室が子会社のリスク管理状況の監査を行い、必要な助言、勧告及び指導を行う。

④ 当社及び子会社における取締役の職務執行の効率性を確保するための体制

- イ 取締役会は、会議を開催して、中長期的な観点から経営計画を策定し、毎期の業績目標を設定する。適宜、目標に対する分析を行い、必要に応じて目標の修正を行う。
- ロ 代表取締役・業務執行取締役は、その職務の執行の効率性を月度で開催する取締役会で報告し、そのレビューの結果に基づき、効率的な意思決定を行う。

- ハ 取締役の意思決定を効率的に執行するために有効な職務分掌・稟議規程を定め、業務執行組織を運営する。
- ニ 当社の内部監査室は、当社及び当企業集団の内部統制の有効性について監査を行う。
- ホ IT対応に係る内部統制を整備し、有効な社内コミュニケーション機能を有する。
- ヘ 当社は、子会社の機関設計及び業務執行体制につき、子会社の事業、規模、当企業集団内における位置づけ等を勘案のうえ、定期的に見直し、効率的にその業務が執行される体制が構築されるように監督する。
- ト 当社は、子会社における意思決定について、子会社の取締役会規程、職務権限規程その他の各種規程に基づき、子会社における業務執行者の権限と責任を明らかにさせ、組織的かつ効率的な業務執行が行われるよう、必要に応じて指導を行う。

⑤ 当企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ 当社は、関係会社管理規程に前記①、②、③及び④における子会社に関する事項を定めると共に、これに基づいて、当社の事務局部署を設けるなど、当企業集団全体の業務の適正を確保するための組織を整備する。
- ロ 第①項ニの社内通報制度については、当企業集団全体を対象とする。

⑥ 監査役の監査環境に係る体制

- イ 補助使用人に関する事項
 - 監査役の職務を補助すべき常傭の使用人は設けないが、必要の都度、監査役の業務を補助するための人員を配置することとする。人員の選任に当たっては、使用人の独立性の観点から、担当取締役と監査役が意見交換を行うこととする。
- ロ 当社の取締役及び使用人の監査役への報告に関する事項
 - (イ) 取締役は取締役会等の重要な会議において、随時担当業務の執行状況の報告を行う。
 - (ロ) 取締役及び使用人は、当社及び当企業集団に著しい影響を及ぼす事実が発生し、又は発生するおそれがあるときは、監査役に速やかに報告する。

- ハ 子会社の取締役、監査役その他の役職員が当社の監査役に報告をするための体制
子会社の役職員は、当社の監査役の要請に応じて業務の執行状況の報告を行うとともに、当社又は子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項を発見したときは、直ちに当社の監査役へ報告する。
- ニ 監査役に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
本項に定める監査役への報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由として、いかなる不利益な取扱いもしてはならないものとする。
- ホ 監査役 of 職務の執行について生ずる費用等の処理に関する事項
監査役が、その職務の執行について、当社に対し費用の前払い又は償還の手続その他当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理の請求をしたときは、当該請求に係る費用が当該監査役の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- ヘ その他監査の実効性確保に関する事項
(イ) 監査役は、あらゆる会議への出席権限を有する。
(ロ) 取締役は、監査役 of 取締役及び使用人に対する調査・是正権限の円滑な行使のため、監査役と当企業集団 of 取締役等との意思疎通、情報の収集・交換が適時・適切に行えるよう協力する。
(ハ) 監査役会は、コンプライアンス部署、情報保存・管理部署、リスク管理部署、内部監査室との連携を図るとともに、会計監査人からも会計監査の内容について説明を受け、情報の交換を行うなど連携を図る。

当社の運用状況の概要

1. 内部統制システム全般

当社は、取締役会において決議された「内部統制システムの構築の基本方針」に基づき、当社及び子会社の内部統制システムを整備し運用しております。監査役及び内部監査室による内部統制システムの整備・運用状況の評価結果における重大な是正事項は存在しないことを確認しております。

2. 取締役・使用人の職務執行

複数選任された社外取締役が、定期的で開催される取締役会へ参加して発言するなど、監督機能の強化を行っております。なお、取締役会の開催回数は21回であります。

取締役の職務執行の効率性を確保するため、各取締役の業務分掌を取締役会で定め、業務執行部門の責任者の任命を行うとともに、業務分掌規程や稟議決裁規程等で職務権限の明確化を図っております。

3. コンプライアンス

コンプライアンスにつきましては、コンプライアンス規程、役員服務規程等の遵守すべき規程を社内のイントラネットで常時閲覧できる環境としており、さらに定期的なコンプライアンス研修を実施しております。また内部通報制度につきましては、社内のみならず、外部の弁護士を通報窓口として当社及び子会社に設置しております。

反社会的勢力に対しては、公益社団法人警視庁管内特別暴力対策連合会及び北摂ブロック企業防衛対策協議会に加入し、講習会等により情報収集を行っております。

情報の管理につきましては文書管理規程及び情報セキュリティ規程を定め、文書管理規程は主管部署として人事総務部が、情報セキュリティ規程は同規程に基づき設置された情報セキュリティ委員会が、それぞれ職務執行に係る情報の管理を行っております。

4. リスク管理

事業継続計画書を定める他、リスクの防止及び会社の損失の最小化を目的としたリスク管理委員会規程を定めて、リスク管理の推進及び統括のためリスク管理委員会を設置しております。

5. 子会社経営管理

関係会社管理規程を定め、経営企画部が主管部署として子会社の経営の管理を行っており、事前に協議が必要な重要事項については事前に報告を受け、当社の経営会議の決議を得る体制としております。また、同規程に基づき、子会社の機関設計、業務執行体制及び意思決定について、効率的な業務執行が行われるよう監督しております。

6. 監査役の監査環境

監査役は経営会議・取締役会に出席し、取締役より業務の報告を受けております。なお、経営会議への出席回数は14回、取締役会への出席回数は20回であります。また監査役は、会計監査人・内部監査室等の内部統制に係る機関・組織と必要に応じて定期的に情報交換を行っております。

(2) 会社の支配に関する基本方針（なお、本方針は2019年5月27日の取締役会決議により廃止する予定です）

① 会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容

当社の企業価値は、単なる短期的利潤の追求に留まらず企業の社会的責務をも重視しつつ事業展開を図るといふ当社の日々の企業活動の結果として生み出されたものであり、これにより、当社の様々なステークホルダーへの還元が実行されるに至っているものと認識しております。

そこで、当社取締役会といたしましては、今後将来にわたり、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保し向上していくためには、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は（1）短期的な視野に偏ることなく、中長期的な視野から経営を行い、適法かつ適正な利益を追求する、（2）企業の社会的責務を十分に尊重し、株主はもとより、顧客、取引先、地域社会、従業員などすべてのステークホルダーの利益との関係基盤が企業価値を生み出す源泉である、これらの点を十分に理解する者であることが必要不可欠であると考えております。

② 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって会社の支配の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、企業価値及び株主共同の利益を維持・向上させるため、以下のとおり、買取防衛策としての情報開示ルールを導入しています。

イ 情報開示ルールの内容

(イ) 大規模買付行為の定義

当社株式等を買付ける者のうち、情報開示ルールの対象となる者は、(a) 当事者を含む株主グループの議決権割合を25%以上とすることを目的とする買付行為を行おうとする者、又は、(b) 当該買付の結果、大規模買付者グループの議決権割合が25%以上となる買付行為を行おうとする者です。

(ロ) 大規模買付者による必要事項の提供

大規模買付者には、大規模買付行為を開始する前に、当社宛に、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び大規模買付行為によって達成しようとする目的の概要を明示し、情報開示ルールを尊重する旨を記した意向表明書をご提出いただきます。当社取締役会は、大規模買付者から提出された意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者に対し、以下

の各事項を含み当社取締役会が大規模買付者の行為が当社の企業価値又は株主共同の利益を低下させる買収に該当するか否かを判断するために必要と考える情報（以下これらを「必要情報」といいます。）の提供を要請する必要情報リストを交付します。当社取締役会は、大規模買付者から提供された情報が十分でないと考えた場合、大規模買付者に対して、再度、情報の提供を要請します。

当社取締役会は、大規模買付者から意向表明書が提出された事実及び当社取締役会に必要情報が提出された場合にはその旨を開示します。また、必要情報について、当社株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、適切と判断される時期に、その全部又は一部を開示します。

- (a) 大規模買付者グループの概要
- (b) 大規模買付行為によって達成しようとする目的及び内容
- (c) 買付対価の算定根拠及び買付資金の裏付け
- (d) 大規模買付者が当社の経営に参画した後に想定している経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策、人事政策等が当社企業価値又は株主共同の利益を低下させるものではないかを判断するために必要かつ十分な情報

(ハ) 当社取締役会による分析・検討

当社取締役会は、大規模買付者から必要情報の提供を受けた日から起算して90日以内の期間（ただし、取締役会は、必要がある場合には、この期間を30日を上限として延長することができます。延長する場合は、延長期間と延長理由を開示します。）（以下「分析検討期間」といいます。）、外部専門家の助言を受けるなどしながら、必要情報の分析・検討を行い、当社取締役会としての意見を取りまとめ、公表します。当社が、分析検討期間を原則として90日と定めているのは、当社の営む事業が、ゴルフ場関連事業という多様なステークホルダーに大きな影響を与える事業であること、及び葬祭関連事業（子会社）という公共性が高く、その動向が地域社会に大きな影響を与える事業であること等から、大規模買付行為の企業価値に与える影響を慎重に検討する必要があるためです。当社取締役会は、分析検討期間中、必要に応じて、大規模買付者と交渉し、また、株主の皆様に対する代替案の提示を行うことがあります。

(二) 大規模買付行為の開始可能時期

大規模買付行為者は、分析検討期間の経過後にのみ開始することができるものとします。

(ホ) 情報開示ルールの適用外

当社取締役会は、上記（ハ）の分析・検討の結果、あるいは、それ以前であっても、大規模買付者による大規模買付行為が当社の企業価値又は株主共同の利益を低下させる買収には該当しないと判断した場合には、以後情報開示ルールを適用せず、また、対抗措置を発動しない旨を直ちに決議し、当社取締役会が適切と判断する時点で公表します。

□ 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

(イ) 大規模買付者が情報開示ルールを遵守しなかった場合

大規模買付者が情報開示ルールを遵守しなかった場合、当社取締役会は、会社法その他の法律及び定款のもとで可能な対抗措置のうちからそのときの状況に応じ最も適切と判断した手段を選択し対抗措置を発動することがあります。

(ロ) 大規模買付者が情報開示ルールを遵守している場合

当社取締役会は、大規模買付者が情報開示ルールを遵守している場合には、大規模買付行為に対する対抗措置を発動しません。ただし、当該大規模買付行為が当社の企業価値又は株主共同の利益を著しく低下させると合理的に判断される場合（買収目的や経営方針・事業計画等からみて企業価値を著しく損なうことが明白であるもの、買収に応じることを株主に強要する仕組みをとるもの、従業員、顧客、取引先などのステークホルダーの利益を損なう結果企業価値を著しく損なうものなど。）には、前記（イ）と同様の対抗措置を発動することがあります。

(ハ) 当社取締役会による意見表明

当社取締役会は、大規模買付行為に対して対抗措置を発動しない場合でも、大規模買付者による大規模買付行為後の経営方針及び事業計画が不合理であると疑う場合、当社取締役会の経営方針及び事業計画（大規模買付者による大規模買付行為後の経営方針及び事業計画に対する代替案を含みます。）に劣ると疑う場合その他当社の企業価値又は株主共同の利益の維持・向上に資するものではないと疑う場合には、その旨の意見表明を行い、前記方針及び計画を適切な時期に開示し、株主の皆様のご判断を仰ぎます。

ハ 対抗措置を発動する場合の手続き

当社取締役会は、大規模買付者に対して対抗措置を発動するのが適当か否かを判断する場合、その判断の公正性を確保するために必要があるときは、当社取締役会から独立した組織として設置される委員会に対抗措置の発動の適否を諮問し、勧告を受けます。

なお、当社取締役会が委員会に諮問して答申を受けるまでの期間は、前記第②項第イ号（ハ）に定める分析検討期間内に含まれます。

③ 上記②の取組みについての取締役会の判断及びその判断に係る理由

当社取締役会は、以下の理由により、上記②の取組み（以下、「本取組み」といいます。）は、上記①の基本方針に沿うものであり、当社の企業価値又は株主共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断いたします。

イ 本取組みは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針に定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しております。

ロ 当社が提案する取締役選任議案を通じて、本ルール of 継続に関して株主の皆様のご信任を得ることとしております。

ハ 本取組みに基づき対抗措置を発動するのが適当か否かを判断する場合、その判断の公正性を確保するために必要があるときは、当社取締役会から独立した組織として設置される委員会に対抗措置の発動の適否を諮問し、勧告を受けるものとし、当社取締役会は、この勧告を最大限尊重して、対抗措置の発動に関して決議を行うこととしております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
【資産の部】	
流動資産	24,345
現金及び預金	15,669
受取手形及び売掛金	6,592
商品及び製品	423
仕掛品	558
原材料及び貯蔵品	194
その他	1,007
貸倒引当金	△101
固定資産	52,602
有形固定資産	41,497
建物及び構築物	17,313
機械装置及び運搬具	4,771
土地	15,311
リース資産	798
工具、器具及び備品	2,966
その他	336
無形固定資産	891
投資その他の資産	10,213
投資有価証券	6,434
長期貸付金	940
繰延税金資産	19
退職給付に係る資産	279
その他	3,125
貸倒引当金	△586
繰延資産	48
資産合計	76,996

科目	金額
【負債の部】	
流動負債	16,032
支払手形及び買掛金	2,330
短期借入金	4,500
1年内返済予定の長期借入金	3,746
1年内償還予定の社債	1,330
未払法人税等	510
賞与引当金	320
返品調整引当金	35
その他	3,260
固定負債	14,875
社債	1,470
長期借入金	8,922
リース債務	811
繰延税金負債	1,445
再評価に係る繰延税金負債	228
役員退職慰労引当金	21
退職給付に係る負債	33
その他	1,943
負債合計	30,908
【純資産の部】	
株主資本	27,007
資本金	1,000
資本剰余金	206
利益剰余金	25,807
自己株式	△6
その他の包括利益累計額	127
その他有価証券評価差額金	1,428
土地再評価差額金	△1,195
為替換算調整勘定	△105
非支配株主持分	18,952
純資産合計	46,088
負債純資産合計	76,996

連結損益計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		36,195
売上原価		25,929
売上総利益		10,266
販売費及び一般管理費		8,015
営業利益		2,250
営業外収益		
受取利息配当金	84	
受取賃貸料	98	
作業くず売却益	78	
その他	84	346
営業外費用		
支払利息	186	
賃貸費用	102	
持分法による投資損失	11	
貸倒引当金繰入額	528	
その他	129	959
経常利益		1,637
特別利益		
固定資産売却益	20	20
特別損失		
固定資産売却損	59	
固定資産除却損	38	
減損損失	854	
公開買付関連費用	138	
その他	65	1,157
税金等調整前当期純利益		499
法人税、住民税及び事業税	848	
法人税等調整額	△355	493
当期純利益		6
非支配株主に帰属する当期純利益		330
親会社株主に帰属する当期純損失		△324

招集ご通知

参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

連結株主資本等変動計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,000	206	26,206	△5	27,407
当期変動額					
剰余金の配当			△74		△74
親会社株主に帰属する 当期純損失			△324		△324
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	△398	△0	△399
当期末残高	1,000	206	25,807	△6	27,007

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	1,612	△1,195	△63	353	18,873	46,633
当期変動額						
剰余金の配当						△74
親会社株主に帰属する 当期純損失						△324
自己株式の取得						△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△184	-	△41	△225	79	△145
当期変動額合計	△184	-	△41	△225	79	△545
当期末残高	1,428	△1,195	△105	127	18,952	46,088

計算書類

貸借対照表 (2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
【資産の部】	
流動資産	11,642
現金及び預金	4,070
受取手形	438
電子記録債権	882
売掛金	4,387
商品及び製品	18
仕掛品	365
原材料及び貯蔵品	63
前渡金	53
前払費用	110
その他	1,995
貸倒引当金	△744
固定資産	26,759
有形固定資産	11,110
建物	3,279
構築物	53
機械及び装置	814
車両運搬具	2
工具、器具及び備品	341
土地	5,857
リース資産	761
無形固定資産	655
投資その他の資産	14,993
投資有価証券	3,798
関係会社株式	8,658
長期貸付金	437
長期前払費用	1,784
その他	332
貸倒引当金	△16
繰延資産	48
資産合計	38,451

科目	金額
【負債の部】	
流動負債	13,270
支払手形	101
買掛金	1,977
短期借入金	4,500
1年内返済予定の長期借入金	2,991
1年内償還予定の社債	1,330
リース債務	291
未払金	1,479
未払法人税等	32
未払消費税等	50
賞与引当金	209
その他	305
固定負債	21,050
社債	1,470
長期借入金	16,641
リース債務	783
長期未払金	1,052
繰延税金負債	620
再評価に係る繰延税金負債	228
その他	254
負債合計	34,321
【純資産の部】	
株主資本	3,918
資本金	1,000
資本剰余金	206
その他資本剰余金	206
利益剰余金	2,718
利益準備金	7
その他利益剰余金	2,710
繰越利益剰余金	2,710
自己株式	△6
評価・換算差額等	211
その他有価証券評価差額金	1,406
土地再評価差額金	△1,195
純資産合計	4,129
負債純資産合計	38,451

招集ご通知

参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

損益計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高	22,964	
売上原価	17,661	
売上総利益	5,303	
販売費及び一般管理費	5,501	
営業損失	△198	
営業外収益		
受取利息及び配当金	462	
受取賃貸料	118	
その他	132	714
営業外費用		
支払利息	269	
賃貸費用	102	
貸倒引当金繰入額	186	
その他	106	665
経常損失	△149	
特別利益		
固定資産売却益	19	19
特別損失		
固定資産除却損	16	
関係会社株式評価損	240	
公開買付関連費用	138	
事業構造改革費用	52	448
税引前当期純損失	△578	
法人税、住民税及び事業税	6	
当期純損失	△585	

株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本							株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金 利益準備金	利益剰余金		自己株式	
		その他資本 剰余金	資本剰余金 合計		その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	1,000	206	206	-	3,378	3,378	△5	4,579
当期変動額								
剰余金の配当					△74	△74		△74
利益準備金の積立				7	△7	-		-
当期純損失					△585	△585		△585
自己株式の取得							△0	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)								
当期変動額合計	-	-	-	7	△667	△660	△0	△661
当期末残高	1,000	206	206	7	2,710	2,718	△6	3,918

	評価・換算差額等			純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	土地再評 価差額金	評価・換算 差額 等計	
当期首残高	1,591	△1,195	396	4,975
当期変動額				
剰余金の配当				△74
利益準備金の積立				-
当期純損失				△585
自己株式の取得				△0
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	△184	-	△184	△184
当期変動額合計	△184	-	△184	△845
当期末残高	1,406	△1,195	211	4,129

招集ご通知

参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年5月16日

株式会社廣濟堂
取締役会 御中

興亜監査法人
指 定 社 員 公認会計士 松 村 隆 ㊞
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 宇佐美 浩 一 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社廣濟堂の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社廣濟堂及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年5月16日

株式会社廣済堂
取締役会 御中

興亜監査法人

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員

公認会計士 松 村 隆 ㊞

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員

公認会計士 宇佐美 浩 一 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社廣済堂の2018年4月1日から2019年3月31日までの第55期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第55期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人興亜監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人興亜監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月17日

株式会社廣済堂 監査役会

常 勤 監 査 役 中 井 章 ㊟
社 外 監 査 役 中 辻 一 夫 ㊟
社 外 監 査 役 円 谷 智 彦 ㊟

以 上

以 上

株主総会会場ご案内図

場 所

東京都港区芝浦一丁目2番3号
シーバンスS館1階 大ホール
TEL:03-3453-0550 (代)

交通機関

JR線・東京モノレール

浜松町駅 ▶ 徒歩15分

都営三田線・浅草線

三田駅 ▶ 徒歩20分

都営浅草線・大江戸線

大門駅 ▶ 徒歩20分

ゆりかもめ

日の出駅 ▶ 徒歩10分

※お車でのご来場はご遠慮ください



- ・株主総会当日のお土産はお配りしていません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。